

酒造組合連合会（酒販組合連合会）特別地区承認申請書の記載要領

1 この申請書は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 79 条第 1 項ただし書の規定により、連合会の地区を特別の区域とする承認を受けようとする場合に使用してください。

2 この申請書は、次の区分により提出してください。

区 分	申請者又は設立しようとする酒類業組合	提 出 先
(1)	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
(2)	連合会若しくは、(1) 以外の酒類業組合で一の都道府県の区域又は一の都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 (連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長)
(3)	(1) 及び (2) 以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 (酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長)

3 当該承認を受けようとする場合には、「酒類業組合(連合会、中央会)定款変更認可申請書」を併せて提出しなければならない場合があります。